

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第16号

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の一部を改正する規則  
四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則（平成30年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、特定非営利活動法人、<u>社会福祉法人</u>、自治会その他公共的団体又はそれらの団体が主な構成員となっている連合体（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、四日市市内の<u>拠点</u>において資源物を<u>回収</u>するエコステーションの運営にかかる経費の一部を助成ことについて、必要な事項を定め、もってごみの減量及び再資源化を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 エコステーションにおいて実施する資源物の拠点回収（以下「資源物拠点回収」という。）とは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) <u>紙類（新聞紙、新聞チラシ、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック）、布・衣類、びん（ワンウェイびん、リター</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、特定非営利活動法人、自治会その他公共的団体又はそれらの団体が主な構成員となっている連合体（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、四日市市内の<u>小売店舗の駐車場又は商店街の店頭広場等</u>において資源物を<u>拠点回収</u>するエコステーションの運営にかかる経費の一部を助成ことについて、必要な事項を定め、もってごみの減量及び再資源化を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 エコステーションにおいて実施する資源物の拠点回収（以下「資源物拠点回収」という。）とは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) <u>新聞紙、新聞チラシ、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック、布、衣類、ワンウェイびん、リターナブルびん、ア</u></p>

ナブルびん)、飲料缶(アルミ缶、スチール缶)の全ての品目を回収対象とすること。

(3) 月1回以上定期的に開催すること。

(4) (略)

(5) (略)

(助成金の額)

第5条 登録団体に交付する助成金の額は、エコステーションにて回収した再生資源の重量1キログラムにつき5円とする。ただし、その重量に1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体から登録廃止の届出があったとき又は登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第4条第4項の規定により付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(4) 第4条第6項の規定する四日市市エコステーション回収事業計画書の承認を受けないとき。

ルミ缶及びスチール缶の全ての品目を回収対象とすること。

(2) (略)

(3) 月1回以上定期的に開催し、そのうち土曜日又は日曜日を1回以上含むこと。

(4) 1回あたりの開催時間は2時間以上とすること。

(5) (略)

(6) (略)

(助成金の額)

第5条 登録団体に交付する助成金の額は、エコステーションにて回収した再生資源の重量1キログラムにつき4円とする。ただし、その重量に1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体から登録廃止の届出があったとき又は登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第3条第4項の規定により付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(5) (略)

(6) (略)

(助成金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金の交付を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) (略)

(2) 第4条第4項の規定により付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(3) (略)

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 (略)

(4) (略)

(5) (略)

(助成金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金の交付を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) (略)

(2) 第3条第4項の規定により付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(3) (略)

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

3 (略)

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

四日市市エコステーション回収団体登録申請書

四 日 市 市 長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 四日市市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則第4条第1項の規定により次のとおり登録を申請します。

記

1 団体の構成員 \_\_\_\_\_ 人

2 資源物拠点回収の計画

拠点回収実施場所 \_\_\_\_\_

実施曜日 \_\_\_\_\_ 曜日、 \_\_\_\_\_ 曜日

実施時間 \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで

引取予定業者

新聞紙・新聞チラシ： \_\_\_\_\_

雑誌・雑紙： \_\_\_\_\_

ダンボール： \_\_\_\_\_

紙パック： \_\_\_\_\_

布・衣類： \_\_\_\_\_

ワンウェイびん： \_\_\_\_\_

リターナブルびん： \_\_\_\_\_

アルミ缶： \_\_\_\_\_

スチール缶： \_\_\_\_\_

## 四日市市エコステーション回収事業計画書

四日市市長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 四日市市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則第4条第6項の規定により、  
次のとおり 年度の事業計画書を提出します。

### 記

#### 資源物拠点回収の計画

拠点回収実施場所 \_\_\_\_\_

実施曜日 \_\_\_\_\_ 曜日、 \_\_\_\_\_ 曜日

年間実施予定回数 \_\_\_\_\_ 回

実施時間 \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで

年間回収予定量	新聞紙・新聞チラシ：	t
	雑誌・雑紙：	t
	ダンボール：	t
	紙パック：	t
	布・衣類：	t
	ワンウェイびん：	t
	リターナブルびん：	t
	アルミ缶：	t
	スチール缶：	t
	合計：	t

団 体 名

住所

代表者 氏名

電話

四日市市エコステーション回収登録団体認定通知書

貴団体を、四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則第 3 条第 1 項の登録団体として、下記の条件を付して認定しましたので、同規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

四 日 市 市 長

記

認定条件

- (1) 補助金等に関する法令、四日市市資源集団回収助成金交付規則の規定を遵守すること。
- (2) 紙類（新聞紙、新聞チラシ、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック）、布・衣類、びん（ワンウェイびん、リターナブルびん）、飲料缶（アルミ缶及びスチール缶）の全ての品目を回収対象とすること。
- (3) 不特定多数の市民を対象とした回収場所を設置し、無償による回収活動を行うものであること。
- (4) 月 1 回以上定期的に開催すること。
- (5) 回収品を全て資源化するものであること。
- (6) 回収時に二人以上の分別指導員が立ち会うこと。
- (7) 登録の内容を変更し、又は登録を廃止するときは、速やかに四日市市資源集団回収団体登録変更・廃止届出書（第 4 号様式）を提出すること。
- (8) 助成金の交付を受けたときは、当該助成事業に係る関係書類を整備して、当該助成事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管すること。
- (9) 助成金の交付を受けたときは、市長が実施する調査に協力すること。

四日市市エコステーション回収団体登録 変更・廃止 届出書

四 日 市 市 長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住所 四日市市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則第4条第5項の規定により、  
次のとおり登録の変更・廃止を申請します。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		

四日市市エコステーション促進事業 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書

四日市市長

団体名 \_\_\_\_\_  
[登録第 \_\_\_\_\_ 号]

代表者 住所 四日市市 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

※氏名の記載に当たっては、申請者の署名または記名押印とすること。

四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則第6条第1項の規定により、  
次のとおり実績を報告し、助成金の交付を申請します。

記

- 1 拠点回収実施場所 \_\_\_\_\_
- 2 拠点回収実施日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 3 資源回収量 合計重量 \_\_\_\_\_kg
- 4 資源売却金額 金 \_\_\_\_\_円
- 5 助成金請求額 金 \_\_\_\_\_円

振込については、会計担当者 \_\_\_\_\_ に領収を委任しました。

下記口座に振込をしてください。

振込先	銀行・信金・組合・農協		店
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号
口座名義人	(フリガナ)		



## 四日市市エコステーション促進事業引取明細書

団体名 \_\_\_\_\_  
[登録第 \_\_\_\_\_ 号]

代表者 住所 四日市市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

引取業者 所在（住所） \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日に上記団体を実施した資源物拠点回収の引取量及び引取金額は下記のとおりです。

### 記

- 1 引取量 kg  
2 引取金額 円

### 明 細

		数量 (kg)	単価 (円)	金額
古 紙 類	新聞紙・新聞チラシ	kg	円	円
	雑誌・雑紙	kg	円	円
	ダンボール	kg	円	円
	紙パック	kg	円	円
布・衣類		kg	円	円
び ん	ワンウェイびん	kg	円	円
	リターナブルびん	kg	円	円
アルミ缶		kg	円	円
スチール缶		kg	円	円

※団体名及び代表者の住所・氏名は回収団体で正確にご記入ください。

※資源回収品を受け入れたときは、この明細書を至急に回収団体へお渡しくください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、改正前の四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(環境部生活環境課)